

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税地</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td>法人名等</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>代表者又は 清算人名義</td> <td style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">法人税の加算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>区 分</th> <th>加算税の計算の 基礎となる税額</th> <th>加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分は、<span style="float: right;">国税局の職員の調査に基づいて行いました。</span></p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(印)してください。 なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p>	納税地	第 号	法人名等	年 月 日	代表者又は 清算人名義	税務署長 財務事務官	事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額	日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		<p>(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税地</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>代表者又は 清算人名義</td> <td style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">法人税の加算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>区 分</th> <th>加算税の計算の 基礎となる税額</th> <th>加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ( )</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分は、<span style="float: right;">国税局の職員の調査に基づいて行いました。</span></p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(印)してください。 なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p>	納税地	第 号	法人名	年 月 日	代表者又は 清算人名義	税務署長 財務事務官	事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額	日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額	
納税地	第 号																																																																																
法人名等	年 月 日																																																																																
代表者又は 清算人名義	税務署長 財務事務官																																																																																
事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額																																																																														
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
納税地	第 号																																																																																
法人名	年 月 日																																																																																
代表者又は 清算人名義	税務署長 財務事務官																																																																																
事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額																																																																														
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
日 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																															

改 正 後

(26-2 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号  
年 月 日  
税務署長  
財務事務官

印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

改 正 前

(26-2 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(正本))

(新 設)

改正後

(26-3 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(別紙))

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

改正前

(26-3 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(別紙))

(新 設)









改 正 後

(27-5 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	限

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

㊟

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	

--

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(㊟)してください。  
なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

(㊟) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

※事務運営指針から移管  
(消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名	
代表者又は清算人氏名	限

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

㊟

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日 至 ( 年 月 日 )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(㊟)してください。

なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

(㊟) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。







改 正 後

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**指 定  
申告期限の延長申請の  
却 下 通 知 書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、  
下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通 知 し ま す 。  
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 平成 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 前

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**指 定  
申告期限の延長申請の  
却 下 通 知 書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、  
下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通 知 し ま す 。  
理由が相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 平成 年 月 日

(追 加)

(規格 A 4)

改 正 後

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の  
指定  
却下  
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定  
却下  
通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 平成 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の  
指定  
却下  
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定  
却下  
通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑤

**指 定 通 知 書**  
**申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 却 下**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請  
については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。  
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 前

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑤

**指 定 通 知 書**  
**申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 却 下**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請  
については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。  
理由が相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(追 加)

(規格 A 4)

改 正 後

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の  
指定 通知書  
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の指定  
却下 通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延  
長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指 定する延長月数を「(指定月数)月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なること となった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数)月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却 下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定  
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便  
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律  
に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏  
名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の  
指定 通知書  
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の指定  
却下 通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延  
長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定  
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便  
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律  
に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏  
名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	平 成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	⑩

**取 消 通 知 書**  
**申告期限の延長の特例の  
変 更**

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

(連結) 事業年度以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。  
指定月数を下記月数に変更

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	平 成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	⑩

**取 消 通 知 書**  
**申告期限の延長の特例の  
変 更**

貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 (連結) 事業年度  
至平成 年 月 日

以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。  
指定月数を下記月数に変更

記

(変更後の指定月数) 月

(追 加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の  
取消  
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標題及び本文	「取消及び延長を取消の変更」及び「指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に取消の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の  
取消  
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標題及び本文	「取消及び延長を取消の変更」及び「指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納税地		法第 号
法人名等		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長  
財務事務官

④

**承認  
青色申告の承認申請の  
却下 通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査  
したところ 相当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。  
以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納税地		法第 号
法人名等		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長  
財務事務官

④

**承認  
青色申告の承認申請の  
却下 通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査  
したところ 相当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。  
不相当 却下

(追加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

青色申告の承認申請の承認  
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書」(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がある場合には、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

青色申告の承認申請の承認  
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書」(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がある場合には、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(47 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法第	号
		平成	年 月 日
		税務署長 財務事務官	殿

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請  
について、貴法人は法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する要件に該当しないので、  
同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(47 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法第	号
		平成	年 月 日
		税務署長 財務事務官	殿

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請  
については、法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する法人の要件に該当しないので、  
同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長  
財務事務官

**棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

貴法人から平成 年 月 日付でされた 棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評価方法等	承認・却下の区分
(処分の理由)			

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長  
財務事務官

**棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

貴法人から平成 年 月 日付でされた 棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
変更申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等	
事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期 売買商品の種類又は 銘柄・有価証券の種類	変更しようとする 評価方法等	承認・却下の区分
(追 加)			

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

**棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法** の変更申請の承認通知書  
却下

**1 使用目的**

「棚卸資産の評価方法 承認  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」(法1310)は、棚卸資産の有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下  
評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

**2 記載要領**

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 承認」 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の箇所については、 「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

**3 送付に当たっての留意事項**

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

**4 留意事項**

- 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

**棚卸資産の評価方法  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法  
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法** の変更申請の承認通知書  
却下

**1 使用目的**

「棚卸資産の評価方法 承認  
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」(法1310)は、棚卸資産の有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下  
評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

**2 記載要領**

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 承認」 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の箇所については、 「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短期売買商品の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

**3 送付に当たっての留意事項**

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

**4 留意事項**

- 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財務事務官

⑤

**ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承 認 又 は 却 下 す る 特 別 な 有 効 性 判 定 方 法 等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財務事務官

⑤

**ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承 認 又 は 却 下 す る 特 別 な 有 効 性 判 定 方 法 等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(追 加)		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後 改 正 前

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(65 特別な償却方法の承認通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊦

### 特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区 分
					承認した特別な償却方法
（処分の理由）					
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

(65 特別な償却方法の承認通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊦

### 特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区 分
					承認した特別な償却方法
（追加）					
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）



改 正 後

(65 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした 日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)  
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役  
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に  
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の  
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(65 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に  
使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした 日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)  
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役  
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に  
基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の  
ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 氏 長 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**特別な償却方法の承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第48条の4第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 氏 長 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**特別な償却方法の承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、法人税法施行令第48条の2第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、その申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

( 追 加 )

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号																																				
	平成 年 月 日																																					
	殿																																					
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>																																						
<p><b>特別な償却方法の承認の取消通知書</b></p> <p>平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 4 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。</p> <p>平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">取消しの対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 20%;">対象法人名等</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">取 消 し の 対 象</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">種類（設備の種類を含む）</th> <th style="width: 15%;">構造又は用途</th> <th style="width: 10%;">細 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">帳 簿 価 額 （千 円）</th> <th style="width: 35%;">特 別 な 償 却 方 法</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(処分の理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">                 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。             </div>			取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等					取 消 し の 対 象						種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法							(処分の理由)											
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																					
取 消 し の 対 象																																						
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法																																	
(処分の理由)																																						

（規格 A 4）

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号																																				
	平成 年 月 日																																					
	殿																																					
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>																																						
<p><b>特別な償却方法の承認の取消通知書</b></p> <p>平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。</p> <p>平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">取消しの対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 20%;">対象法人名等</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">取 消 し の 対 象</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">種類（設備の種類を含む）</th> <th style="width: 15%;">構造又は用途</th> <th style="width: 10%;">細 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">帳 簿 価 額 （千 円）</th> <th style="width: 35%;">特 別 な 償 却 方 法</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">取消しの基因となった事由</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">                 この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。             </div>			取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等					取 消 し の 対 象						種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法							取消しの基因となった事由											
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																					
取 消 し の 対 象																																						
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法																																	
取消しの基因となった事由																																						

規格 A 4）

改 正 後

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(71 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟		
<b>特別な償却率の認定通知書</b>		
貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。		
認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項)		
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 前

(71 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟		
<b>特別な償却率の認定通知書</b>		
貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。		
認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(追加)		
(付記事項)		
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 後

(71 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	<u>申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</u>
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(71 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
<u>（ 追 加 ）</u>	<u>（ 追 加 ）</u>
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(72 特別な償却率の変更通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財務事務官

⑤

**特別な償却率の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(72 特別な償却率の変更通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財務事務官

⑤

**特別な償却率の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)



改 正 後

(72 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(72 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。



改 正 後

(74 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(74 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号																																																																																		
		平成 年 月 日																																																																																		
		殿																																																																																		
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟																																																																																				
<b>耐用年数の短縮の承認通知書</b>																																																																																				
貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。																																																																																				
承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。																																																																																				
記																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">対象法人名等</th> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">種類（設備の種類を含む）</th> <th style="width: 10%;">構 造 又 用 途</th> <th style="width: 10%;">細 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">帳簿価額 （千円）</th> <th style="width: 10%;">承認・ 却下の 区分</th> <th style="width: 10%;">承認した 使用可能 期間（年）</th> <th style="width: 10%;">承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）</th> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">(処分の理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">(付記事項)</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">                     この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">                     この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。                 </td> </tr> </table>			申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						番号	種類（設備の種類を含む）	構 造 又 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区分	承認した 使用可能 期間（年）	承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）																												(処分の理由)									(付記事項)									この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。									この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。								
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																																		
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産																																																																																				
番号	種類（設備の種類を含む）	構 造 又 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区分	承認した 使用可能 期間（年）	承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）																																																																												
(処分の理由)																																																																																				
(付記事項)																																																																																				
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。																																																																																				
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																				

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号																																																																																		
		平成 年 月 日																																																																																		
		殿																																																																																		
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟																																																																																				
<b>耐用年数の短縮の承認通知書</b>																																																																																				
貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。																																																																																				
承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。																																																																																				
記																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">対象法人名等</th> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">種類（設備の種類を含む）</th> <th style="width: 10%;">構 造 又 用 途</th> <th style="width: 10%;">細 目</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">帳簿価額 （千円）</th> <th style="width: 10%;">承認・ 却下の 区分</th> <th style="width: 10%;">承認した 使用可能 期間（年）</th> <th style="width: 10%;">承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）</th> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">(付記事項)</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">                     この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="padding: 5px;">                     この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。                 </td> </tr> </table>			申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						番号	種類（設備の種類を含む）	構 造 又 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区分	承認した 使用可能 期間（年）	承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）																												(追加)									(付記事項)									この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。									この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。								
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																																																																		
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産																																																																																				
番号	種類（設備の種類を含む）	構 造 又 用 途	細 目	数 量	帳簿価額 （千円）	承認・ 却下の 区分	承認した 使用可能 期間（年）	承認した 未経過使 用可能期 間（耐用 年数） （年）																																																																												
(追加)																																																																																				
(付記事項)																																																																																				
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。																																																																																				
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。																																																																																				

改 正 後

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)  
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役  
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基  
づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、  
その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)  
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役  
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基  
づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、  
その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(77 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財 務 事 務 官

Ⓜ

**耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第57条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第57条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(77 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財 務 事 務 官

Ⓜ

**耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、法人税法施行令第57条第1項に掲げる申請の事由が認められないので、法人税法施行令第57条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納 税 地		法 第 号 平成 年 月 日
法 人 名 等		
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財 務 事 務 官

④

**耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合	対象法人名等									
取 消 し ( 変 更 ) の 対 象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
(処分理由)										
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。										

改 正 前

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納 税 地		法 第 号 平成 年 月 日
法 人 名 等		
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長  
財 務 事 務 官

④

**耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合	対象法人名等									
取 消 し ( 変 更 ) の 対 象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
取消し(変更)の基因となった事由										
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。										

改 正 後

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。 「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「取消し(変更)の基因となった事由」	「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
殿		
税 務 署 長 財 務 事 務 官 ㊟		
<b>堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書</b>		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。		
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 至平成 年 月 日 までです。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目(個々の資産)・資産の種類	残 存 使 用 可 能 期 間	月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
殿		
税 務 署 長 財 務 事 務 官 ㊟		
<b>堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書</b>		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。		
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 至平成 年 月 日 までです。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目(個々の資産)・資産の種類	残 存 使 用 可 能 期 間	月
(追加)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結） 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「 <u>（処分の理由）</u> 」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する 国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する 国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結） 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する 国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する 国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号 平成 年 月 日
	殿
	殿

税 務 署 長  
財務事務官  
㊟

**堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<b>変 更 の 対 象</b>		<b>変更後の残存使用可能期間</b>
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
<u>(処分の理由)</u>		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号 平成 年 月 日
	殿
	殿

税 務 署 長  
財務事務官  
㊟

**堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<b>変 更 の 対 象</b>		<b>変更後の残存使用可能期間</b>
細目（個々の資産）・資産の種類		
		月
<u>変更の基因となった事由</u>		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	<u>認定を変更する理由を記入する。</u>
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追加)	(追加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第6項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象		対 象		
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第5項の規定により、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象		対 象		
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

変更の基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追加)	(追加)
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



改 正 後

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		

殿

税 務 署 長  
財務事務官

Ⓜ

**外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請  
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・ 外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
<u>(処分の理由)</u>		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		

殿

税 務 署 長  
財務事務官

Ⓜ

**外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請  
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・ 外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
<u>(追 加)</u>		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記入する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類のみ異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記入する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類のみ異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地	法 第 号		平成 年 月 日
法 人 名 等			
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

記

**特別修繕費の金額等の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる  
修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。  
期 間

修繕費の金額  
認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日  
の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地	法 第 号		平成 年 月 日
法 人 名 等			
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

記

**特別修繕費の金額等の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる  
修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。  
期 間

修繕費の金額  
認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日  
の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
(追加)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

改 正 後

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」 の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には、「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」 の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	股

税 務 署 長  
財務事務官 ㊟

**特別修繕費の金額等の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間  
 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定  
 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、 修繕費の金額 を下記のとおり変更します。  
 期 間  
 変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する  
 (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
区 分	変 更 の 対 象	
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 額		円
期 間		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	股

税 務 署 長  
財務事務官 ㊟

**特別修繕費の金額等の変更通知書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間  
 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定  
 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、 修繕費の金額 を下記のとおり変更します。  
 期 間  
 変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する  
 (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
区 分	変 更 の 対 象	
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 額		円
期 間		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

**特別修繕費の金額等の変更通知書**

**1 使用目的**

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

**2 記載要領**

項 目	内 容
本 文	<p>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p> <p>また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前」を挿入する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
期 間	
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

**3 送付に当たっての留意事項**

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

**4 留意事項**

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

**特別修繕費の金額等の変更通知書**

**1 使用目的**

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

**2 記載要領**

項 目	内 容
本 文	<p>「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p> <p>また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前」を挿入する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
期 間	
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

**3 送付に当たっての留意事項**

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

**4 留意事項**

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑤

**特定の資産の買換えの場合における  
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別  
勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当 〕の設定期間の延長については、  
〔 租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕  
下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑤

**特定の資産の買換えの場合における  
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別  
勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当 〕の設定期間の延長については、  
〔 租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕  
下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
(追 加)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法1332-1、1332-2)は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法1332-1、1332-2)は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿
税 務 署 長 財 務 事 務 官		
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下		
貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した ところ 相当 と認められるのでこれを承認 したから通知します。 以下 <u>の理由により</u> 不相当 却 下		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿
税 務 署 長 財 務 事 務 官		
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下		
貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した ところ 相当 と認められるのでこれを承認 したから通知します。 不相当 却 下		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
( 追 加 )		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">⑤</p>		
<p><b>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</b></p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 以下の理由により不相当 と認められ るので、これを承認 したから通知します。 却下</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

改 正 前

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">⑤</p>		
<p><b>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</b></p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 と認められるので、これを 不相当 承認 したから通知します。 却下</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追加)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

改 正 後

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p><b>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</b></p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消 至 平成 年 月 日</p> <p>したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(処分の理由)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改正前

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p><b>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</b></p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至 平成 年 月 日</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(追加)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 後

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追加)	(追加)
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相当 計算方法の承認申請については、調査したところ <u>以下</u>の理由により不相当と認められるので、これを承認 却下 したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(処分の理由)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 前

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相当 計算方法の承認申請については、調査したところ <u>不相当</u>と認められるので、これを承認 却下 したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(追加)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 後

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認  
通知書  
却下  
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認  
却下  
通知書」は、適格分割等を行った場合  
の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「 <u>以下の理由により不相当</u> 」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
<u>処 分 の 理 由</u>	<u>申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。</u>
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認  
通知書  
却下  
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認  
却下  
通知書」は、適格分割等を行った場合  
の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
<u>( 追 加 )</u>	<u>( 追 加 )</u>
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。



改 正 後

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p><b>適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書</b></p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取 至 平成 年 月 日 り消したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

24. 12 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p><b>適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書</b></p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至 平成 年 月 日</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追加)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

20. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**分割等による移転試験研究費の  
額の計算方法の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の  
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(如分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

24. 12改正

(規格 A 4)

改正前

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

**分割等による移転試験研究費の  
額の計算方法の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の  
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(追 加)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額  
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額  
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

24. 12改正

(規格A4)

改 正 前

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額  
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額  
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(追 加)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06改正

(規格A4)

改 正 後

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	<u>申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</u>
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
( 追 加 )	( 追 加 )
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(162 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号		平 成 年 月 日	
	殿				
					税 務 署 長 財 務 事 務 官
					⑤
<p><b>分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>					
記					
	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等			
認 定 し た 計 算 方 法					
	(処分の理由)				
	この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				

24. 12改正

(規格 A 4)

改 正 前

(162 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等  代 表 者 名		法 第 号		平 成 年 月 日	
					税 務 署 長 財 務 事 務 官
					⑤
<p><b>分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書</b></p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>					
記					
	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等			
認 定 し た 計 算 方 法					
	(追 加)				
	この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				

20. 06

(規格 A 4)





改正後

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認  
通知書  
連結納税の承認申請の  
却下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査  
相当  
したところ 以下の理由により不相当 と認められるので、これを承認  
却下 したから通知します。

(処分の理由)

24.12 改正

改正前

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認  
通知書  
連結納税の承認申請の  
却下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査  
相当  
したところ 不相当 と認められるので、これを承認  
却下 したから通知します。

(追 加)

17.03 改正

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

## 連結納税の承認申請の承認・却下通知書

## 1 使用目的

「連結納税の承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

## 2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

## 3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

( 新 設 )

改正後

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認  
通知書  
却 下  
連結納税の取りやめの承認申請の

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい  
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを承認 したから  
通知します。 以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

改正前

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認  
通知書  
却 下  
連結納税の取りやめの承認申請の

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい  
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを承認 したから通知します。  
不相当 却下

(追 加)

## 改 正 後

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

## 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

## 1 使用目的

「連結納税の取りやめの承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

## 2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

## 3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

## 改 正 前

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

( 新 設 )

改 正 後

(195 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
連結税法人名	
代表者氏名	殿

第 号  
年 月 日  
税務署長  
財務事務官

㊟

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額	
自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日	申告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日	申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
重加 算税		賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日		申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		

--

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。  
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(195 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
連結税法人名	
代表者氏名	殿

第 号  
年 月 日  
税務署長  
財務事務官

㊟

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額	
自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日	申告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日	申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
重加 算税		賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
自 年 月 日 至 ( 年 月 ) 日		申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。  
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。  
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(196 更正の理由書 (連結申告 (実地・署内調査) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人及び他の連結法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

改 正 前

(196 更正の理由書 (連結申告 (実地) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人及び他の連結法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等の計算に誤りがあると認められますから次のように申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正しました。











(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

Table with columns for 住所(所在地), 氏名(法人名), 税目, 信託の名称, 納期等の区分, 法定納期限, 納期限, 本税, 重加算税, 告知額計, 延滞税. Includes a note: (本税等の内訳は裏面のとおりです。)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税の税務署長に対して不服申立てをすることができます。
(1) 国税不服審判所(以下「国税不服審判所」といいます。)を構成することができます。
(2) 国税不服審判所は、徴収の義務があったことを争った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は国税不服審判所の目的を達した日から起算して1年を経過したときは、審判を下すことができません。
(3) 国税不服審判所は、審判請求に対する納税を遅延させた場合には徴収することになりますが、その旨を通知するときは、審判請求に対する納税を遅延して徴収を要することができます。
(4) 審判請求が全部または一部の請求から起算して3月を経過しても徴収がないときは、(2) 更正決定等の申し立てを求め納税を要した方法、その徴収の要しない納税の更正決定等については国税不服審判所の専断で徴収することになります。
(5) 更正決定等についての決定又は審判請求についての決定を不服と認めることにより不服を申し立てる必要がある場合があります。その他の更正決定又は徴収を要しないことにつき正当な理由があるときは、

納付書 (納付書) 領収済通知書
Table with columns for 税目, 信託の名称, 本税, 重加算税, 告知額計, 延滞税. Includes a note: 納付書は裏面の納付書等の使用にしてください。

領収控 兼 払込取扱票
Table with columns for 税務署名, 税目, 納期等の区分, 合計額, 払込取扱票, 領収証書 兼 払込金受領証. Includes a note: 本金融機関では上記利用期限後も使用できます。

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

Table with columns for 住所(所在地), 氏名(法人名), 税目, 信託の名称, 納期等の区分, 法定納期限, 納期限, 本税, 重加算税, 告知額計, 延滞税. Includes a note: (本税等の内訳は裏面のとおりです。)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税の税務署長に対して不服申立てをすることができます。
(1) 国税不服審判所(以下「国税不服審判所」といいます。)を構成することができます。
(2) 国税不服審判所は、徴収の義務があったことを争った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は国税不服審判所の目的を達した日から起算して1年を経過したときは、審判を下すことができません。
(3) 国税不服審判所は、審判請求に対する納税を遅延させた場合には徴収することになりますが、その旨を通知するときは、審判請求に対する納税を遅延して徴収を要することができます。
(4) 審判請求が全部または一部の請求から起算して3月を経過しても徴収がないときは、(2) 更正決定等の申し立てを求め納税を要した方法、その徴収の要しない納税の更正決定等については国税不服審判所の専断で徴収することになります。
(5) 更正決定等についての決定又は審判請求についての決定を不服と認めることにより不服を申し立てる必要がある場合があります。その他の更正決定又は徴収を要しないことにつき正当な理由があるときは、

納付書 (納付書) 領収済通知書
Table with columns for 税目, 信託の名称, 本税, 重加算税, 告知額計, 延滞税. Includes a note: 納付書は裏面の納付書等の使用にしてください。

領収控 兼 払込取扱票
Table with columns for 税務署名, 税目, 納期等の区分, 合計額, 払込取扱票, 領収証書 兼 払込金受領証. Includes a note: 本金融機関では上記利用期限後も使用できます。



改 正 後 改 正 前

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L, FCC3P2A～2L, FCC3P3A～3L, FCC3P4A～4L, FCC3P5A～5L, FC65PC2) (以下「通知書」という。 )は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。 )又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付名簿)」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。 ) (以下これらを「決議書」という。 )により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。  
 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

- 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。
- (1) 本税徴収決議書
    - ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号
    - (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。
  - (2) 加算税賦課決定決議書
    - 決議番号
    - (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

- (1) 出力様式
 

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。 )を印字する。
- (2) 主な出力項目の内容
  - イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容										
標 題	<p>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「<u>及び復興特別所得税</u>」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p> <p>また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p>										
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	<p>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 75 文字、半角カナ 150 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 50 文字、半角カナ 100 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 45 文字、半角カナ 90 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 44 文字、半角カナ 88 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (領収控兼払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td> </tr> </table>	住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字	氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字	下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字
住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字										
中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字										
氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字										
中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字										
下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字										

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6, FC65PC2) (以下「通知書」という。 )は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。 )又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付名簿)」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。 ) (以下これらを「決議書」という。 )により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。  
 なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

- 次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。
- (1) 本税徴収決議書
    - ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号
    - (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。
  - (2) 加算税賦課決定決議書
    - 決議番号
    - (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

- (1) 出力様式
 

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。 )を印字する。
- (2) 主な出力項目の内容
  - イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容												
標 題	<p>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p>												
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	<p>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 75 文字、半角カナ 150 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 50 文字、半角カナ 100 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 45 文字、半角カナ 90 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 44 文字、半角カナ 88 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (領収控兼払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 20 文字、半角カナ 40 文字</td> </tr> </table>	住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字	氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字	下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字	下段部分 (払込取扱票)	漢字 20 文字、半角カナ 40 文字
住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字												
中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字												
氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字												
中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字												
下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字												
下段部分 (払込取扱票)	漢字 20 文字、半角カナ 40 文字												

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する
徴 定 区 分	「告知」（3 4）を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりで。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。
主 文	<p>処分の種類ごとに次の定型文を印字する。</p> <p>① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（期限後自主納付） 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 2 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。</p> <p>② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合（調査による自主納付） 貴法人（あなた）が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。</p> <p>③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。</p> <p>④ 本税の納税の告知をする場合（加算税の賦課決定なし） 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。</p> <p>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。</p>

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する
徴 定 区 分	「告知」（3 4）を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	（本税等の内訳は裏面のとおりで。）を印字する。 また、住所（所在地）又は氏名（法人名）に印字されない箇所がある場合には、「*」（アスタリスク）を印字する。
主 文	<p>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「*」（アスタリスク）を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。</p>

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納 付 場 所 及 び 不 服 申 立 て 等 に つ い て	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納 付 場 所 及 び 不 服 申 立 て 等 に つ い て	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する。																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

- (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。  
 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。  
 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合  
 「及び「不納付加算税」」の部分を抹消する。  
 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合  
 「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
コンビニ利用期限	コンビニエンス納付に係る利用期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する。																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

- 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。  
 (1) 通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。  
 (2) 通知書に印字された教示文を抹消する。  
 (3) 次に記載した教示文を同封する。  
 イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。



改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

- ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合  
「及び「不納付加算税」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
  - ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合  
「重加算税」及び」の部分を抹消する。
  - ホ 本税の納税の告知のみを行う場合  
「上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定」の部分を抹消する。
  - ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合  
「重加算税」及び」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
- イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
  - ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。
  - ハ 次により記載した教示文を同封する。
    - (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。
    - (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ロ 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号	
		住所又は本店の所在地 電話 - -		
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
				㊟

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 す る 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
		電話 - -		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				


税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	--------------	-------	----------

改 正 前

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号	
		住所又は本店の所在地 電話 - -		
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
				㊟

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 す る 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
		電話 - -		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	--------------	-------	----------

改 正 後 改 正 前

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等**

**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等**

**1 源泉所得税の納期の特例の制度について**

**1 源泉所得税の納期の特例の制度について**

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請書を提出した	(給与等)	(納期限)
月が2月中の場合	2月支給分	→ 3月10日まで
	3月～6月支給分	→ 7月10日まで

(例) 申請書を提出した	(給与等)	(納期限)
月が2月中の場合	2月支給分	→ 3月10日まで
	3月～6月支給分	→ 7月10日まで

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）、又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）、又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。

(支給期間)	(納期限)
1月～6月支給分	→ 7月10日まで
7月～12月支給分	→ 翌年1月20日まで

(支給期間)	(納期限)
1月～6月支給分	→ 7月10日まで
7月～12月支給分	→ 翌年1月20日まで

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意  
滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

◎ 注意  
滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

**2 各欄の記載方法**

**2 各欄の記載方法**

(1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄は、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄は、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

**3 留意事項**

**3 留意事項**

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項  
の電磁的方法による提供の承認申請書

 平成 年 月 日  税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	
		〒	
		住所又は所在地 電話 - -	
		(フリガナ) 代表者氏名	

- 第198条第2項 (給与等関係)  
 所得税法  第203条第4項 (退職手当等関係) に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。  
 第203条の5第4項 (公的年金等関係)

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	--

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます。) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (I D) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号 (I D) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字)
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-------	-------	----------


24. 12 改正

(源 1 4 3 7)

改 正 前

(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項  
の電磁的方法による提供の承認申請書

 平成 年 月 日  税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
		〒	
		所 在 地 電 話 - -	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	

- 第198条第2項 (給与等関係)  
 所得税法  第203条第4項 (退職手当等関係) に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。  
 第203条の5第4項 (公的年金等関係)

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	--

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます。) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (I D) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号 (I D) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字)
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-------	-------	----------

19. 06


(源 1 4 3 7)

改 正 後	改 正 前
<p>(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;"><b>源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</b></p> <p><b>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</b></p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）</li> <li>・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法196）</li> <li>・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2）</li> <li>・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196）</li> </ul> </li> <li>② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203）</li> </ul> </li> <li>③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5）</li> </ul> </li> </ol> <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置</li> <li>② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置</li> <li>③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置</li> </ol> <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p><b>2 各欄の記載方法</b></p> <p>(1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p><b>3 留意事項</b></p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;"><b>源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</b></p> <p><b>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</b></p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）</li> <li>・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法196）</li> <li>・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2）</li> <li>・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196）</li> </ul> </li> <li>② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203）</li> </ul> </li> <li>③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5）</li> </ul> </li> </ol> <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置</li> <li>② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置</li> <li>③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置</li> </ol> <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p><b>2 各欄の記載方法</b></p> <p>(1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p><b>3 留意事項</b></p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(214 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の  
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	電話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	◎	
	<input type="checkbox"/> 第198条第2項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第203条第4項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第203条の5第4項 (公的年金等関係)		
この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
	年月日	確認 印	

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第198条第2項、第203条第4項又は第203条の5第4項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

24\_12 改正


(源 1 4 3 8)

(規格 A 4)

改 正 前

(214 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の  
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地		
	電 話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	◎	
	<input type="checkbox"/> 第198条第2項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第203条第4項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第203条の5第4項 (公的年金等関係)		
この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
	年月日	確認 印	

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第198条第2項、第203条第4項又は第203条の5第4項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

20\_06 改正

(源 1 4 3 8)

(規格 A 4)

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

平成 年 年 月 日 提出

平成 年 年 月 日 提出

税務署長殿 給与等の 住所又は所在地 〒

支払者 氏名又は名称 ㊟

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する法第183条第1項の規定により徴収される税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月額割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月額割額と最終支払月の手取額との差額 (F-D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考
	所属課名	申請日	住所	氏名	印									1月	2月	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	

税務署長印 ㊟

※ 起案	・	・	決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	(却下の理由)	既未済欄	整理簿	通知書
※ 税処務理署欄	決裁	・									

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下) 通知書と複写により記載してください。(規格A4)

14.07改正

(源1406-1)

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

平成 年 年 月 日 提出

平成 年 年 月 日 提出

税務署長殿 給与等の 住所又は所在地 〒

支払者 氏名又は名称 ㊟

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する源泉徴収税額 B	年末調整による不足額 C	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C) D	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額 E	平均月額割額の7割相当額 (E×70%) F	平均月額割額と最終支払月の手取額との差額 (F-D) G	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G) H	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額		備考
	所属課名	申請日	住所	氏名	印									1月	2月	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	

税務署長印 ㊟

※ 起案	・	・	決裁印	署長	副署長	統括官	担当者	(却下の理由)	既未済欄	整理簿	通知書
※ 税処務理署欄	決裁	・									

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下) 通知書と複写により記載してください。(規格A4)

24.12改正

(源1406-1)

改 正 後

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第28条第2項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
  - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
  - (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第183条第1項及び復興財確法第28条第1項の規定により徴収される税額を記載します。
  - (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除して得た金額を記載します。
  - (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
  - (5) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。  
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
  - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。  
（ 追 加 ）
  - (2) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除して得た金額を記載します。
  - (3) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
  - (4) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。  
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書															
給与等の支払者				住所又は所在地		〒									
				氏名又は名称		殿									
一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに対する法第183条第1項の規定により徴収される税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額	平均月額額の7割相当額 (E×70%)	平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C-H)の1/2	備考
	所属部課名	申請日	住所	氏名	印	A	B	C	D	E	F	G	H		
														承認額 円	
														1月 円	
														2月 円	
														承認額 円	
														1月 円	
														2月 円	
														承認額 円	
														1月 円	
														2月 円	
上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。										(追 加)					
平成 年 月 日										税 務 署 長				㊟	

(規格 A 4)

17.03 改正

(源 1406-2)

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書															
給与等の支払者				住所又は所在地		〒									
				氏名又は名称		殿									
一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに対する源泉徴収税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月額額	平均月額額の7割相当額 (E×70%)	平均月額額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は(C-H)の1/2	備考
	所属部課名	申請日	住所	氏名	印	A	B	C	D	E	F	G	H		
														承認額 円	
														1月 円	
														2月 円	
														承認額 円	
														1月 円	
														2月 円	
上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。										(処分の理由)					
平成 年 月 日										税 務 署 長				㊟	

(規格 A 4)

24.12 改正

(源 1406-2)

改 正 後

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書  
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税務署処理欄 ( 処 理 )	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標題及び通知文の「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書  
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税務署処理欄 ( 処 理 )	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を○で囲む。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標題及び通知文の「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、承認又は却下の字句を抹消する。
( 追 加 )	( 追 加 )
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代 表 者 名	第 号	平成 年 月 日

殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

**地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書**

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

24.12 改正

(源 1 4 0 9)

(規格 A 4)

改 正 前

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代 表 者 名	第 号	平成 年 月 日

殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

**地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書**

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、次に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(理由)

17.03 改正

(源 1 4 0 9)

(規格 A 4)

改 正 後

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書  
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源1408)及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源1409)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書  
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源1408)及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源1409)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「(理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。